

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	障害者自立支援給付又は支援に関する事務(自立支援給付関係事務ほか) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、障害者自立支援給付又は支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

さつま町長

公表日

令和5年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者自立支援給付の支給等に関する事務(自立支援給付関係事務ほか)
②事務の概要	<p>児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、さつま町重度心身障害者医療費助成条例などの関連法令の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。</p> <p>障害者自立支援給付の支給等に関する事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会④医療保険情報の照会⑤年金情報の照会 <p>特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①自立支援給付関係事務②障害者福祉サービス関係事務③地域生活支援事業関係事務④重度心身障害者医療費助成事務(条例に基づく独自利用事務)
③システムの名称	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更生医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、重度医療)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

手帳情報ファイル、受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項、12項、34項、84項 条例制定(番号法第9条第2項)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 108,109,110の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

請求先	さつま町役場 保健福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)
-----	---

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

連絡先	さつま町役場 保健福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I-5 ②所属長	保健福祉課長 四位 良和	保健福祉課長 櫻 伸一	事後	人事異動による
平成30年9月1日	I-5 ②所属長の役職名	保健福祉課長 櫻 伸一	保健福祉課長	事後	様式変更に伴う変更
平成30年9月1日	II-1 対象人数	平成29年9月1日	平成30年9月1日	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	II-2 取扱者数	平成29年9月1日	平成30年9月1日	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	II-1 対象人数	平成30年9月1日	令和元年6月1日	事後	評価の再実施による
令和1年6月29日	II-2 取扱者数	平成30年9月1日	令和元年6月1日	事後	評価の再実施による
令和2年6月1日	II-1 対象人数	令和元年6月1日	令和2年6月1日	事後	評価の再実施による
令和2年6月1日	II-2 取扱者数	令和元年6月1日	令和2年6月1日	事後	評価の再実施による
令和1年6月29日	IV リスク対策	なし	リスク対策への評価を実施	事後	様式変更に伴う記載事項追加
令和3年6月29日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8項 別表第二	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年6月29日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二	番号法第19条第9項 別表第二	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年6月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年6月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年6月29日	II-1 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和4年6月29日	II-2 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和5年6月29日	II-1 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和5年6月29日	II-2 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の再実施による